

乙第13号議案

沖縄県立総合精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県立総合精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和49年沖縄県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「690円」を「750円」に、「450円」を「480円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

沖縄県立総合精神保健福祉センターにおける診断書及び証明書に係る発行手数料の額の適正化を図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。